対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア　車いす及び付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	 基本調査１－７ 「３．できない」 － ※個別に検討し給付の可否を判断
イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	 基本調査１－４ 「３．できない」 基本調査１－３ 「３．できない」
ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３．できない」
エ　認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	 基本調査３－１ 「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査３－２～基本調査３－７ のいずれか 「２．できない」 又は 基本調査３－８～基本調査４－１５ のいずれか 「１．ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査２－２ 「４．全介助」以外
オ　移動用リフト（釣り具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	 基本調査１－８ 「３．できない」 基本調査２－１ 「３．一部介助」又は「４．全部介助」 － ※個別に検討し給付の可否を判断
カ　自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	 基本調査２－６ 「４．全介助」 基本調査２－１ 「４．全介助」